

事案の概要

- 業務上過失傷害事件
大型自動車を運転していた被告人が、高速道路上において、渋滞のため停車していたA車に追突して押し出し、その車両がさらに前方のB車に追突して、A車及びB車の乗員各1名に対し傷害を負わせた事案。なお、本件は、追突の先後関係を別にすると、E車←B車←A車←被告人車←C車←D車という5重追突事故であった。
- 移送
簡易裁判所に起訴されたが、第3回公判において地裁に移送決定

争点及び立証活動

- 争点
 - 被告人車はA車に衝突する前にC車から追突されたか(回避可能性)
 - 被告人車の後続のC車、D車の追突はAの傷害結果に影響を及ぼしたか(因果関係)
 - B車はA車から追突される前に自らE車に衝突していたか(因果関係)
 - 被告人が本件事故時に十分に前方を注視していたか(注意義務違反)
- 当事者の立証活動
検察官: 実況見分調書などのほか、被害者、目撃者らの証言で立証
弁護人: ビデオテープ、鑑定書などのほか、目撃者らの証言、被告人供述で反証

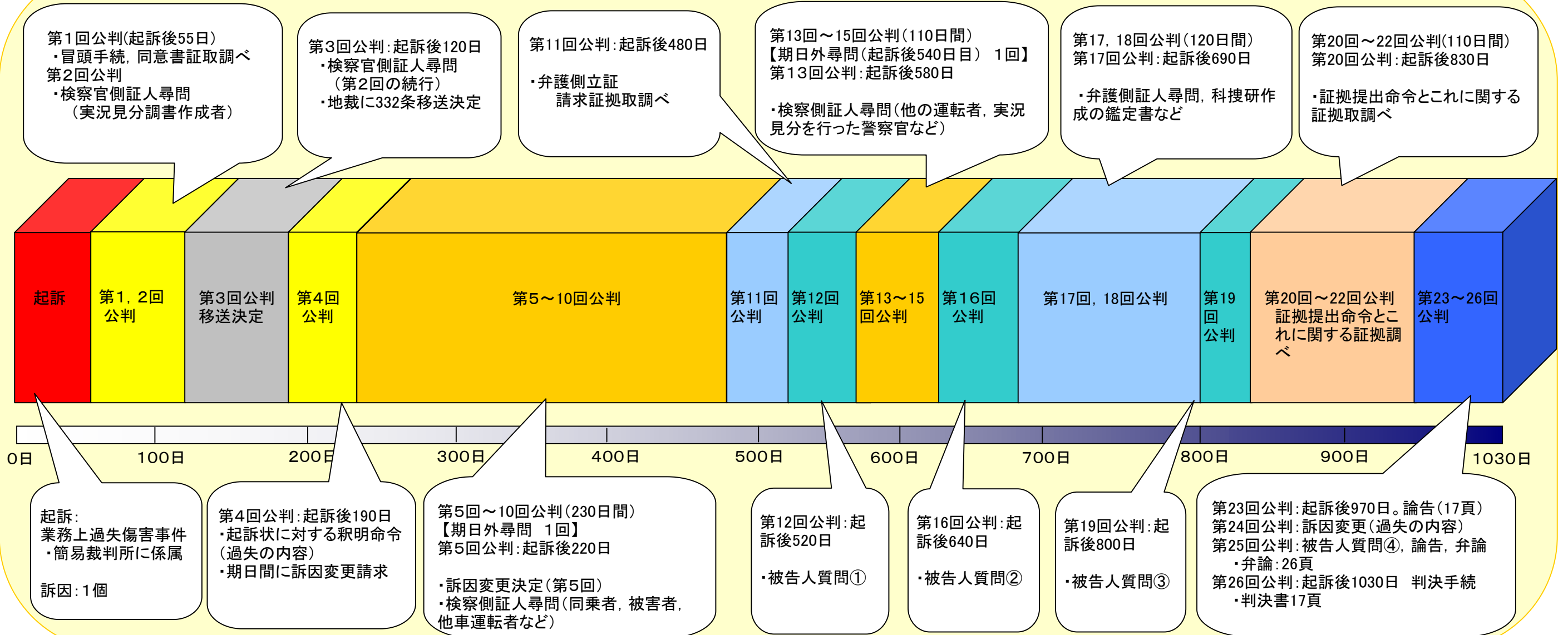
証拠調べの概要

- 請求書証
検察官: 甲51, 乙5まで
弁護人: 弁17まで
- 取調証人 全12期日[開廷期日の46.0%]
(その他, 期日外証人尋問2回)
検察官: 11人・11期日+期日外2回
弁護人: 4人・4期日
【うち双方請求証人は3人・3期日】
- 被告人質問
4期日

ノート

- 審理期間: 1030日
- 開廷間隔平均
 - 全期間: 36.9日
 - 第1回～判決: 36.3日
- 結果
罰金30万円
(求刑-罰金30万円)

審理経過の概要



※ 第a回～b回公判(××日)とあるのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間を××日として表している。

事案の概要

- 傷害事件
被告人が、ホテルの1室において、交際していた女性の頸部を締め付けるなどし、被害者に対し眼瞼皮下出血などの傷害、及び外傷後ストレス障害(PTSD)の傷害を負わせた事案
- 訴因変更
第2回公判において、PTSDの傷害結果が訴因変更で加わり、この点を被告人側が争った。

争点及び立証活動

1. 争点
外傷後ストレス障害(PTSD)になったか否か、なったとして被告人の暴行との因果関係
2. 当事者の立証活動
検察官: 被害者供述
被害者の家族等の証言,
被害者の専門医等の証言
(犯行時の状況, 被害者の犯行後の精神状態等)
弁護人: 被告人の家族等の証言,
被告人供述
(暴行後も女性とつき合っていたことなど)

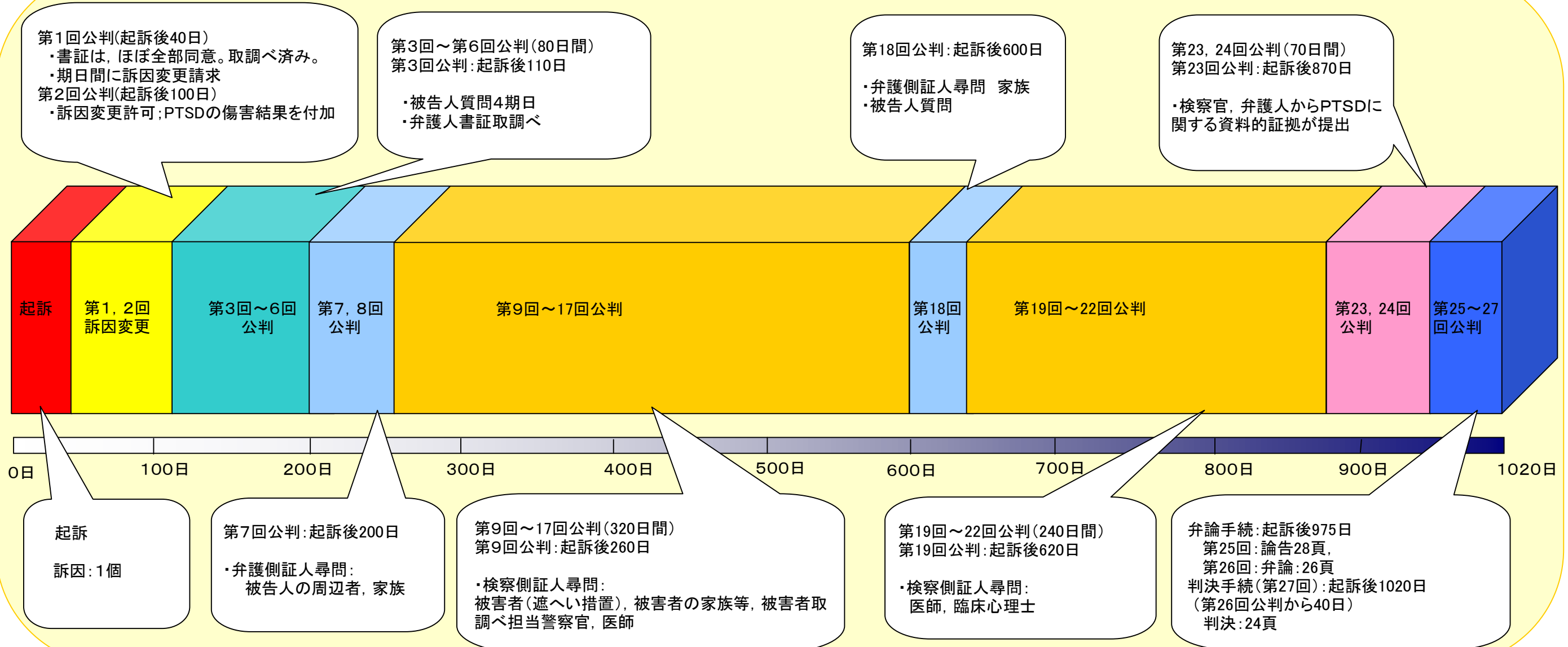
証拠調べの概要

1. 請求書証
検察官: 甲33, 乙20まで
弁護人: 弁40まで
2. 取調証人 全16期日〔開廷期日の59.3%〕
検察官: 7人・13期日
弁護人: 3人・3期日
3. 被告人質問
5期日

ノート

1. 審理期間: 1020日
2. 開廷間隔平均
① 全期間: 37.8日
② 第1回~判決: 37.7日
③ 検察官立証: 43.4日
④ 弁護側証人: 35.3日
⑤ 被告人質問: 19.8日
3. 結果
懲役3年, 執行猶予5年
(求刑懲役4年)

審理経過の概要



※ 第a回~b回公判(××日)とあるのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間を××日として表している。

事案の概要

○ 殺人、銃刀法違反被告事件
 被告人が、自宅の改装のために建築業者に依頼して隣家との間の塀を取り壊した際、隣人の被害者が上記業者に塀の作り直しを求めたことを、自分に対する苦情と受け止め、被害者との間でいざこざが生じ、一時は警察沙汰にもなった。被告人は、この問題について不満を抱いていたところ、被害妄想に陥って被害者に対する憎悪を深め、自宅前で被害者と遭遇して殺意を生じ、出刃包丁で多数回突き刺して殺害した事案

○ 鑑定2回(鑑定書2通)
 (弁護側請求のものと、検察側請求のもの)

争点及び立証活動

- 争点
被告人の犯行当時の責任能力の有無
(構成要件事実には争いはない。)
- 当事者の立証活動
 検察官:
検察官請求の精神鑑定、医師の診断書などで立証
 弁護人:
弁護人請求の精神鑑定、被告人病歴、家族の証言などで反証

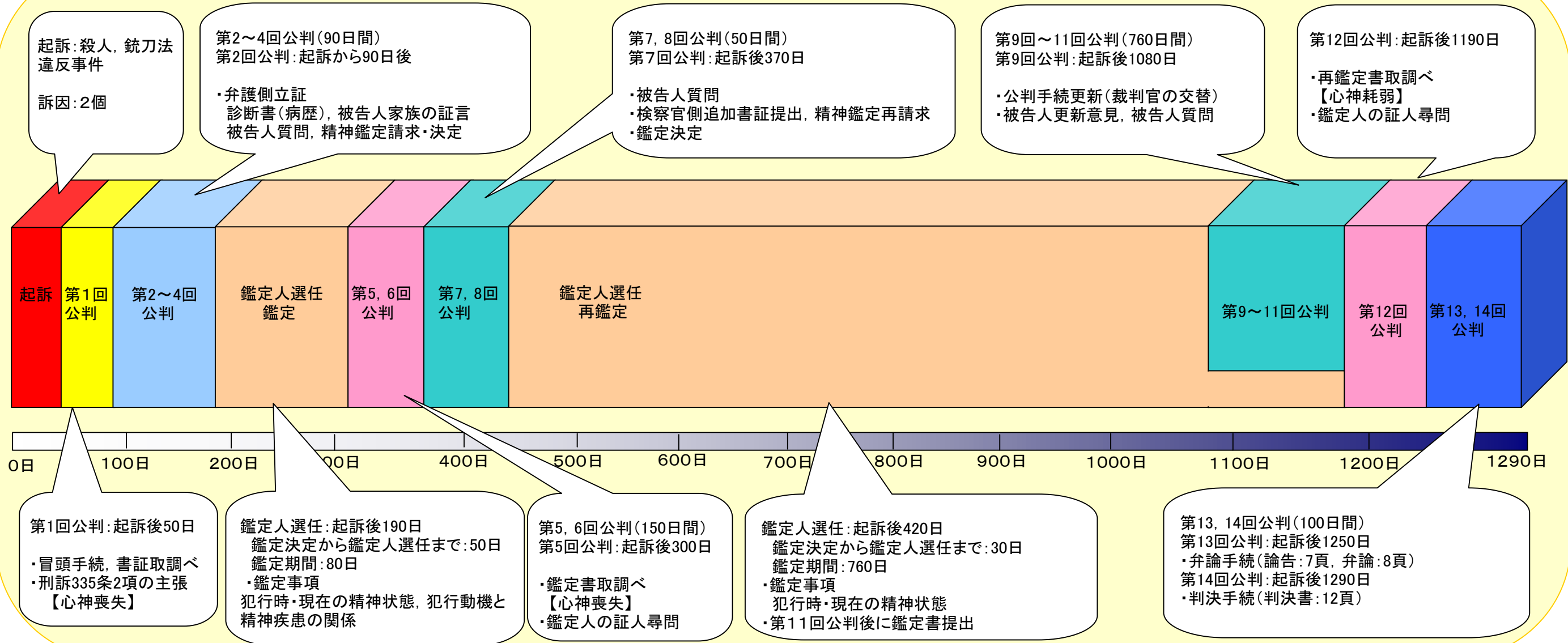
証拠調べの概要

- 請求書証
検察官: 甲37, 乙10まで
弁護人: 弁16まで
- 鑑定
鑑定期間の合計840日[全期間の65.1%, 第1回~判決期日までの67.7%]
- 証人尋問 全4期日[開廷期日の28.6%]
鑑定証人: 2人・2期日
弁護人: 2人・2期日
- 被告人質問
4期日

ノート

- 審理期間: 1290日
- 開廷間隔平均
① 全期間: 80.6日
② 第1回~判決: 82.7日
③ 第1回~判決の期間から鑑定期間を除いた期間: 26.6日
- 結果
懲役7年 心神耗弱で減輕
(求刑懲役10年)

審理経過の概要



※ 第a回~b回公判(××日)とあるのは、第a回公判の前の公判又は公判準備期日の翌日から第b回公判期日までの期間を××日として表している。

事案の概要

1. 監禁, 強盗致傷, 窃盗事件
外国人の被告人が, 他の外国人及び日本人数名と共謀の上, 外国人の被害者を2日以上にわたり移動中の自動車やアパート内等に監禁し, 財布から118万円及びキャッシュカード等を強取した上, 奪ったカードで銀行のキャッシュコーナーから現金約20万円を窃取した(否認)
2. 覚せい剤取締法違反事件
被告人が覚せい剤を吸引使用した(認)

争点及び立証活動

1. 弁護人の主張
 - ①監禁について
被害者が他の外国人らから脅されていたので, 助けようと自動車で自己のアパート室内に連れていき話し合いをただけであり, 監禁していない。
 - ②強盗致傷について
被害者は, 仲のよかった外国人が被告人から借金をしていたため, その外国人の代わりに返済をする趣旨で被告人に現金を交付しただけである。
 - ③窃盗について
銀行の払戻しは, 他の者がしたこと自分には関与していない。
2. 当事者の立証活動
検察官: 被害者供述及び共犯者供述(外国人, 日本人)で立証
弁護人: 共犯者供述(外国人), 被告人供述で反証

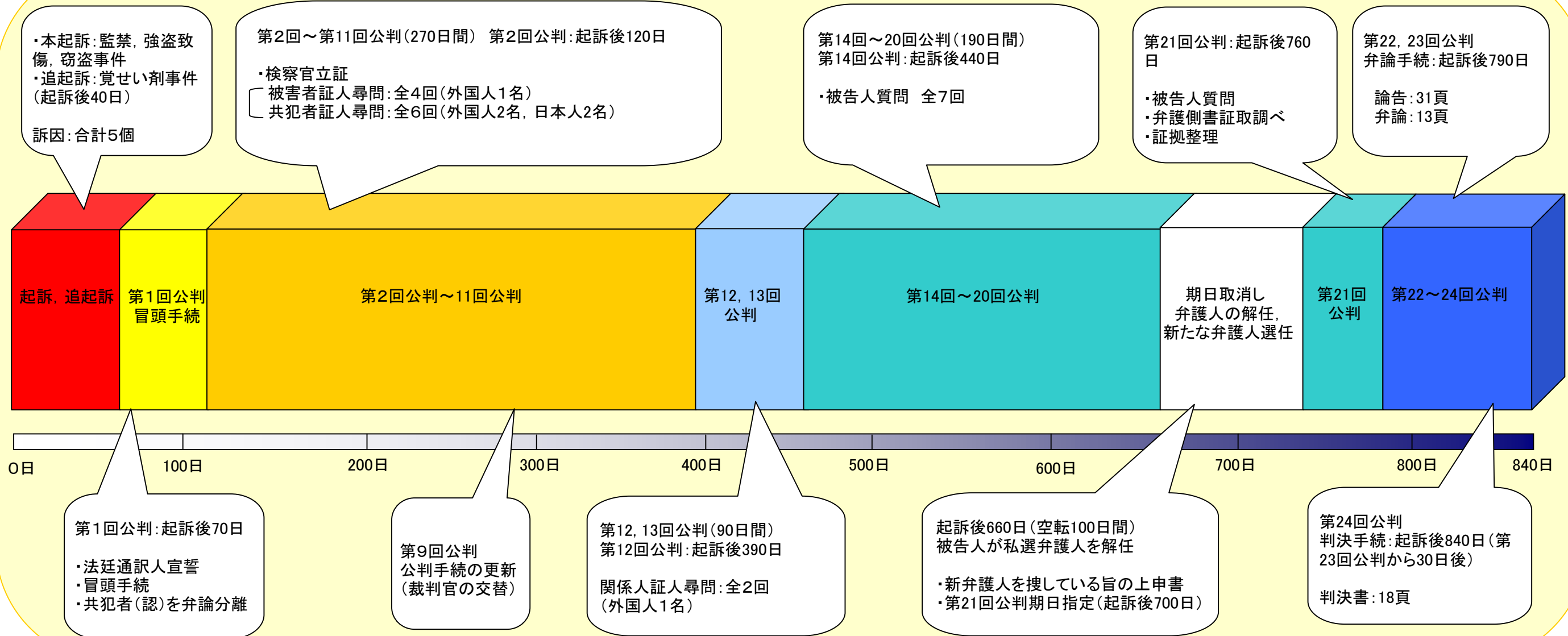
証拠調べの概要

1. 請求書証
検察官: 甲113, 乙42まで
弁護人: 弁6まで
2. 取調証人 全12期日[開廷期日の50%]
検察官: 5人[要通訳3人]・10期日
弁護人: 1人[要通訳1人]・2期日
3. 被告人質問
8期日
4. その他
・全期日で法廷通訳。外国人証人らに対する尋問, 被告人質問に通訳を要した。
・弁護人の解任[20回公判後]

ノート

1. 審理期間: 840日
2. 開廷間隔平均
 - ① 全期間: 35.0日
 - ② 第1回~判決: 33.5日
 - ③ 弁護人解任期間を除いた第1回から判決まで: 29.1日
 - ④ 検察官立証: 27.1日
 - ⑤ 弁護側証人: 43.5日
 - ⑥ 被告人質問: 41.9日
(解任期間を除くと29.4日)
3. 結果
懲役6年(求刑懲役8年)

審理経過の概要



※ 第a回~b回公判(××日)とあるのは, 第a回公判の前の公判又は公判準備期日の翌日から第b回公判期日までの期間を××日として表している。

事案の概要

1. 競売入札妨害事件
 被告人Aと、その経営する会社の従業員である被告人B及び被告人Cが共謀の上、市発注の公共工事をAの会社に有利な金額で落札させようとして、Cが市職員である被告人Dと通じて、Dから工事の設計金額を聞き出した上、工事の予定価格にきわめて近い金額で入札した事案
2. 認否
 ①A、Bは当初、認めていたが、後に事実を否認し、自白の任意性・信用性を争う
 ②Cは当初、概ね認めたものの、後に、犯行の数箇月前にAの会社を退職して、以後その業務に関与していないとして、犯行への関与を否認すると共に、共謀時期におけるアリバイを主張、自白の任意性・信用性を争う
 ③Dは当初より全面否認

争点及び立証活動

1. 争点
 ・事案の概要1のとおり経緯を認める被告人らの自白調書の任意性・信用性(その前提として、Cが共謀から設計金額の漏洩に至る経緯に関与したか、共謀時期におけるCのアリバイ)
2. 当事者の立証活動
 ・検察官:入札手続関係者の証人尋問、自白調書により立証取調べを行った警察官尋問等で自白の任意性立証
 ・ABC弁護士:アリバイ等に関する証拠・証言、被告人供述等で反証自白の任意性を争う【取調べ状況等】
 ・D弁護士:ABCの自白調書の弾劾、被告人供述等で反証

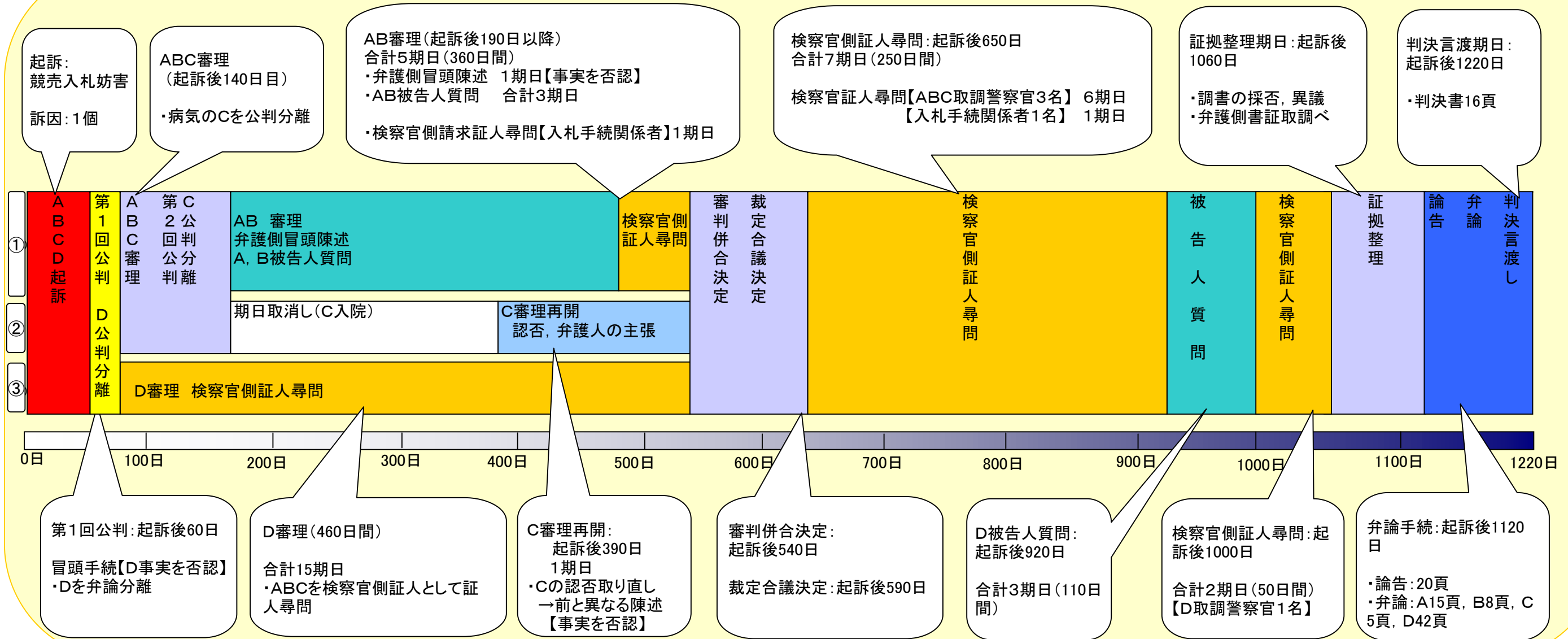
証拠調べの概要

1. 請求書証
 検察官: 211号証まで(甲乙含む)
 弁護士: 48号証まで
2. 取調証人
 検察官: 8人・25期日(うち分離時の相被告人3人に対する証人尋問は15期日)
 弁護士: 2人・3期日
 【うち双方請求証人:1人・2期日】
3. 被告人質問
 4人・計6期日
4. その他
 C病気により期日が開けない期間(260日間)

ノート

1. 審理期間:1220日
 2. 開廷間隔平均
 ① AB審理【分離併合を含む】
 ・全期間:48.6日(25期日)
 ・検立証:37.1日, 弁立証:67.5日
 ② C審理
 ・全期間:57.9日(21期日)
 ・検立証:33.4日, 弁立証:37.3日
 ③ D審理【分離併合を含む】
 ・全期間:35.7日(34期日)
 ・検立証:31.8日, 弁立証:37.3日
 3. 結果 全員無罪
 (求刑一懲役10月~1年6月)

審理経過の概要



※ (××日間)とあるのは、前の公判期日の翌日からその審理に要した最後の期日までの期間を表している。